

EU の景気対策～欧州経済回復計画の概要

ブリュッセル・センター

世界的な金融危機が实体经济に影響し始めた情勢を受け、欧州委員会は 2008 年 11 月 26 日、景気対策として「欧州経済回復計画 (European Economic Recovery Plan)」を提案した。EU の GDP の 1.5% に相当する 2,000 億ユーロを EU 予算や欧州投資銀行 (EIB)、加盟国より拠出する計画で、2008 年 12 月 11～12 日の欧州理事会 (EU 首脳会議) により承認された。本稿では、同計画の概要を説明する。

1. 欧州経済回復計画の背景と概要

2008年の欧州委員会による秋季経済予測では、2009年のEUの実質GDP成長率は0.2%と縮小方向の危険性が指摘され、何らかの措置をとらなければ失業者数が今後2年間で270万人増加するとの予測が示された。秋季経済予測の発表後も情勢はさらに悪化し、12月4日のEU統計局による2008年第3四半期のGDP成長率の発表で、ユーロ圏はすでにリセッション入りしている（2期連続マイナス成長）ことが確認された。なお、1月19日発表の中間経済予測では、秋季経済予測からさらに下方修正し、2009年の実質GDP成長率をマイナス1.8%としている。

こうした状況の中、欧州委は11月26日に「欧州経済回復計画」を発表、不況スパイラルを回避し経済・雇用を持続するため、EUが団結して強固かつ果敢な行動を迅速にとる必要性を強調した。12月11～12日に開催された欧州理事会（EU首脳会議）も、欧州経済回復計画をEUレベル、加盟国レベルでの行動にあたって首尾一貫した枠組みとなるとして支持した。EU機関と加盟国は欧州経済回復計画の実進を進めているが、今後、2009年3月のEU首脳会議の場で計画の実進状況を確認し、状況によっては追加的な措置や変更を行うことがありえる。

欧州経済回復計画は二つの柱とそれに対する一つの原則から成っている。柱の一つは、加盟国の財政規律について定めた安定・成長協定（Stability and Growth Pact）を尊重しつつ需要と消費者の信頼を回復させ、EU経済に購買力を注入するため、加盟国とEUが2,000億ユーロに上る予算に合意すること、もう一つはEUの長期的競争力強化を目的に、短期的かつ直接的なアクションとして「賢明な投資（smart investment）」を行うことである。この「賢明な投資」とは、将来的なニーズに向けた適正な技能に投資することであり、具体的な投資分野としては、◇エネルギー効率分野（雇用創出と省エネを同時に達成）、◇クリーン技術（建設・自動車産業等の将来的な低炭素市場を促進）、◇インフラおよびエネルギー・通信網の相互接続（効率とイノベーションの向上）が提示された。

また計画が掲げる原則は、「結束と社会正義」の考え方に立ち、経済的困難の時期にはEUのとり行動は最も困っている人々に向けたものでなければならないというもので、社会保障費の引き下げや、既存の構造基金や結束基金を通じた失業者の長期的な雇用改善、社会的に弱い立場にある人々のためのエネルギーコスト削減、インターネットを使用できない環境にある人々のニーズに対応するといった点が計画に盛り込まれている。

2. 欧州経済回復計画の内容

(1) 欧州経済回復計画の予算規模

欧州委員会が提示した総額 2,000 億ユーロのうち、約 1,700 億ユーロ（GDP 比 1.2%）は主要加盟国の財政出動、残る約 300 億ユーロ（GDP 比 0.3%）を欧州委員会と欧州投資銀行（EIB：European Investment Bank）など EU 機関が拠出する。EU 機関による予算 300 億ユーロのうち欧州委員会が約 144 億ユーロ、EIB が約 150 億ユーロ、欧州復興開発銀行（EBRD：European Bank for Reconstruction and Development）が約 5 億ユーロを拠出する計画である（表 1～表 3 参照）。

欧州委員会は 144 億ユーロのうちエネルギー相互接続およびブロードバンドのインフラプロジェクト等向けに 50 億ユーロを充当するが、その詳細な金額内訳と資金を受ける具体的な対象プロジェクトを 2009 年 1 月 28 日に提案している（表 2 参照）。

表 1： EU 機関による 2009 年の追加資金枠の内訳

項目	金額
欧州委員会 (内訳詳細は表 2 参照)	約 144 億ユーロ
欧州投資銀行 (EIB) (内訳詳細は表 3 参照)	約 150 億ユーロ
欧州復興開発銀行 (EBRD)	約 5 億ユーロ
計	約 299 億ユーロ

出所：欧州経済回復計画

表 2： 欧州経済回復計画に対する EU 予算（欧州委員会の 2009 年拠出）

項目		金額	金額	
社会・結束基金	欧州社会基金 (ESF) の支払い前倒し	€18 億	€63 億	
	結束基金の支払い前倒し	€45 億		
インフラ等	エネルギー	ガス相互接続 (6 プロジェクト) €10.25 億 電力相互接続 (4 プロジェクト) €7.05 億 ガス・電力小離島イニシアチブ (マルタ、キプロス) €0.2 億	€50 億 ⁽¹⁾	
		・エネルギー相互接続プロジェクト 計 €17.5 億 ・洋上風力 (5 プロジェクト) €5 億 ・CCS (5 プロジェクト・11 サイト) €12.5 億		
	過疎地開発	ブロードバンドのインフラプロジェクト向け €10 億 CAP の制度調整作業で特定された課題取組 ⁽²⁾ €5 億		
	「賢い投資」	クリーン自動車 (イニシアチブ総額 50 億ユーロ)		€21 億
	官民イニシアチブ	建物エネルギー効率 (イニシアチブ総額 10 億ユーロ)		
	未来の工場 (イニシアチブ総額 12 億ユーロ)			
TEN-T 向け資金の前倒し払い			€5 億	
その他プロジェクト			€5 億	
欧州委員会 計			€144 億	

⁽¹⁾ 現行予算の未執行分の組み直しによる拠出。

⁽²⁾ EU 農相理事会は 2008 年 11 月 20 日、2009 年以降の新共通農業政策 (CAP) に向けた制度調整のための「ヘルスチェック」の結果に合意。次の 5 分野が課題として特定された：気候変動、再生可能エネルギー、水質管理、生物多様性、酪農部門の再編。

出所：欧州委員会 2008 年 11 月 26 日付けプレスリリース ([IP/08/1771](#)および[MEMO/08/735](#)) および
2009 年 1 月 28 日付けプレスリリース ([IP/09/142](#)) より作成

EIB は 2008 年 12 月 16 日に、2009～2010 年の 2 年間の追加資金枠 (各年 150 億ユーロ) を表 3 のとおり承認している。EIB の投資により、民間部門や他の国際銀行などからの投資呼び込みも見込まれ、2 年間で 720 億ユーロの追加投資が期待されている。

表 3： EIB の 2009・2010 年の追加資金枠

項目	2009・2010 年各年 における EIB の追 加資金	左記資金により 2009 ～2010 年の 2 年間に 期待される世界から の追加投資額
中小企業 (SMEs) および中規模資本企業 (mid-caps) 向け ⁽¹⁾	€35 億	€140 億
エネルギー、気候変動、インフラ (クリーン交通を含む)	€60 億	€360 億
地域経済収斂の目標 ⁽²⁾ のための貸付	€25 億	€100 億
柔軟性を持たせた準備金	€30 億	€120 億
計	€150 億	€720 億

⁽¹⁾ EIB の定義では SMEs (Small and Medium Enterprises) とは、従業員 250 人以下で、一部措置においては年間売上高 5,000 万ユーロ以下、バランスシート計 4,300 万ユーロという基準も適用される。中規模資本企業 (Mid-cap companies) は従業員 250 人超 3,000 人以下。

⁽²⁾ 2007～2013 年の地域政策において、国民 1 人当たり GDP が EU25 カ国 (ブルガリアとルーマニアを除く) 平均の 75% を下回る地域が同目標のための貸付対象とされている (EU15 カ国平均で計算した場合に 75% を下回る地域は段階的な廃止が認められている)。欧州委によれば、現在計 18 カ国 84 地域が欧州地域開発基金 (ERDF: European Regional Development Fund)、欧州社会基金 (ESF)、結束基金の対象とされているほか、計 8 カ国 16 地域で段階的廃止が認められている。

出所：EIB ([News - Reference: 2008-159-EN](#), 16/12/2008) および EIB ウェブサイト情報

(2) 加盟国の予算措置に対する提案

欧州委員会は加盟国に 1,700 億ユーロの財政出動を要請したが、その方法については各国の置かれる状況が異なり、欧州経済回復計画では加盟国の予算措置は「タイムリーであること」「一時的なものであること」「問題の根源に向けてターゲットを絞ったものであること」「事前に調整されたものであること」の 4 点が原則として示されている。

加盟国が検討すべき具体的な措置としては、失業手当の一時的な長期化やインフラプロジェクトなど公共支出の増大、短期的に運転資本不足を補う政府保証・融資助成、エネルギー効率などに対する財政インセンティブ、所得税や雇用主の社会保障負担の一時的軽減、VAT (付加価値税) 税率の一時的減免などを挙げている。

また、加盟国の財政規律について定めた安定・成長協定の尊重については、金融危機とリセッションという状況下では、2005 年の改定で認められている柔軟性により政府予算増大が正当化されるとの見解を示した。上記のような財政出動で財政赤字の上限基準 (GDP 比 3%) を超えるケースが一時的にあっても、経済回復に伴い予算回復措置がとられれば協

定に違反することにならないとしている。また、需要を下支えし回復力を促進するため、各国のニーズに即した構造改革を財政政策に平行して進めるべきとしている。

12月のEU首脳会議では、安定・成長協定の尊重について、持続可能な公共財政へのコミットメントを再確認し、加盟国に対して協定に沿って中期予算目標にできるだけ早期に回復させるよう促した。

EU首脳会議はまた、加盟国の予算措置に対する共通アプローチとして、以下の点を指針として示し、強調した。

- 需要促進のための措置は、即時効果をもたらすことを狙い、期間を限定した措置であり、影響を受けたセクターと加盟国の経済構造で最も重要なセクター（自動車および建設セクターが例示されている）にターゲットを置いたものでなければならない。
- 加盟国の状況によっては、これらの措置は公共支出拡大、税負担軽減、社会保障費負担低減、一部セクターの企業に対する補助、世帯向けの直接補助の形をとることができる。
- これら措置は、リスボン戦略で想定されている構造改革実施のさらなる努力を伴うべきである。構造改革は、企業の競争力向上や中小企業支援の強化、雇用、イノベーション、R&D、教育・訓練の促進につながるような投資・インフラへの資金増加に向けるべきである。

(3) リスボン戦略の優先分野における10のアクション

リスボン戦略の優先分野である「市民」「企業」「インフラおよびエネルギー」「研究およびイノベーション」の四分野に関連して提案された10のアクションが欧州経済回復計画の核となっている。

「市民」

①EUレベルでの雇用支援

a) 加盟国が以下の目的で最大18億ユーロ規模の欧州社会基金（ESF：European Social Fund）により早くアクセスできるよう、運用基準を簡素化するとともに、2009年初めから払い込みを開始する。

- 特に低技能層に対し、個人に合わせたカウンセリングや集中（再）訓練・技能向上、徒弟制度、助成による雇用、自営業や起業のための助成金などから成る活性化スキームを早期に強化する。
- ESFのプログラムを最弱者への支援に集中するように焦点を当て直し、また、必要な場

合は今期プロジェクトに対する資金を全面的に EU が拠出する。

- 社会的パートナーや公共雇用（職業斡旋）サービス、大学が緊密に協力し、技能開発のモニタリングとマッチングを向上させ、技能水準を引き上げる。欧州委員会は加盟国と協力し、目前の優先事項が満たされるよう ESF の支出を組み直す提案を行う。
- b) 欧州委員会は、余剰解雇された者の訓練・雇用に共同出資したり、経済が回復し始めればすぐに必要とされる技能労働者を雇用市場に留めておくことを目的として、欧州委が主要セクターにより迅速に介入できるよう、欧州グローバル化調整基金（EGF : European Globalisation Adjustment Fund）のルールの変更を提案する欧州委は、変更後のルールの実施に照らし EGF に使用可能な予算手段を見直す。

②雇用需要の創出

- 加盟国は低技能労働者の雇用可能性を高めるため、低収入層の社会保障雇用主負担を軽減することを検討するべき。また、そのため一部加盟国ですでに成功している革新的な手法を導入することを加盟国に要請した。例えば、ベルギーで導入されているサービスチェック（家事・育児などに対する政府補助）や弱者グループの一時雇用に対する助成など。
- EU 理事会は 2009 年 3 月の EU 首脳会議の前に、加盟国に一時的に認められている労働集約サービスの VAT 税率減免措置の恒久化のための指令案を採択すべき。

ビジネス

③企業の資金調達の強化

- EIB は 2009/2010 年の中小企業向けの融資枠を 300 億ユーロに現行から 100 億ユーロ引き上げることを決めている。
- これに加え EIB は、中規模資本企業への貸出し額を年間 10 億ユーロ引き上げるほか、10 億ユーロをメザニン・ファイナンス（返済順位が他の債券より低い無担保の貸出債権である劣後ローンなど相対的に返済順位が低くリスクが高いファイナンス）のために欧州投資基金（EIF : European Investment Fund）に供与する。
- 欧州委員会は国家援助承認の迅速化のための簡素化を行う。国家援助は特に研究、イノベーション、訓練、環境保護（特にクリーン技術、交通およびエネルギー効率）といったリスボン戦略の目標達成に向けた横断的スキームを通して行われるべき。欧州委員会は、EU 環境基準を上回る製品に対する企業投資のための資金調達が容易になるよう、

加盟国政府助成による保証・融資を一時的に認める。

④企業の手続き負担軽減と起業促進

企業の手続き負担の大幅軽減、キャッシュフロー改善、起業支援を目的に、EU と加盟国政府は中小企業法（Small Business Act）をベースに以下を達成するべきである。

- EU のどこでも、コスト不要で 3 日以内に起業を可能にし、最初の従業員を雇用する際の形式的手続きを、1 カ所のアクセスポイントで済ませることができるようにする。
- 零細企業に対する年次会計報告作成の義務をなくし（これによるコスト削減は年間 70 億ユーロと推定される）、欧州有限会社（SPE）の資本要件を 1 ユーロに限定する。
- 中小企業のクロスボーダーでの活動を 2009 年の早い時期から促進するため、EU 全体で単一の企業法の下で活動できるよう、欧州有限会社法の採択を早める。
- 公共機関は中小企業を含むサプライヤーやサービスの支払を 1 ヶ月以内に行う。流動性制約を緩和し、電子インボイスを紙のインボイスと同様に受け入れる（これによるコスト削減は 180 億ユーロと推定）。公共機関による延滞を解決すること。
- 特許申請・維持費を最大 75% 減免し、EU 商標の費用を半減する。

「インフラおよびエネルギー」

⑤欧州のインフラ近代化のための投資拡大

- 今後少なくとも 2 年間は、EU 予算は財政枠組みで設定された予算全額を消化しそうもないことから、2009 年および 2010 年について、欧州委員会は 50 億ユーロをエネルギーインフラの相互接続およびブロードバンド・インフラのプロジェクトに追加投入する。前述表 2 のとおり、欧州委員会はすでにその詳細を明らかにしている。その実現には、EU 理事会および欧州議会は、現行予算の範囲内で財政枠組みの修正に合意する必要がある。
- 加盟国・地域による公共投資を支援するため、2007～2013 年の結束政策予算には約 3,471 億ユーロ超が割り当てられているが、国家予算の逼迫で投資の計画がスローダウンする危険性がある。経済を早期に後押しするため構造基金（Structural Funds）の実施を早める。
 - ・ 欧州委員会はプログラムの先行融資額を最大 45 億ユーロに引き上げ、2009 年の早い段階で利用可能とする。
 - ・ プロジェクト資金を先行融資するため、加盟国は、EU が共同資金提供する部分の支

払いを前倒しする（EU と加盟国の共同出資の原則は変わらないため、加盟国の支払いがプログラム期間中に後ろ倒しとなる）。

- ・ 欧州委員会は、大規模投資プロジェクトの早期実施や適格費用の拡大等のための施策を提案する。
- 欧州委員会は、欧州横断交通ネットワーク（TEN-T）プロジェクトで 2009 年 3 月末までに 5 億ユーロの公募入札を実施する。これにより 2009 年末までに工事が開始される見通し。
- これらに並行して EIB は、気候変動、エネルギー安全保障、インフラ投資への資金供与を年間最大 60 億ユーロ追加する。一方で、民間部門の参加を促進するため、EIB が欧州委員会と共同で開発した 2 つの金融ツール「R&D 支援のためのリスク共有ファイナンス（Risk Sharing Finance Facility）」と「TEN-T プロジェクトのための融資保証（Loan Guarantee Instrument for TEN-T projects）」の早期実施を実現する。
- EBRD はエネルギー効率と気候変動緩和に向けた努力や、地方自治体・その他インフラサービスへの資金供与を倍増する。これにより民間部門の投資は 50 億ユーロ規模となる見込み。

⑥建物エネルギー効率の改善

加盟国と EU 機関は共同で住宅および公共建物のエネルギー効率を改善し、「グリーン製品」の急速な普及を促進するための緊急措置をとるべき。

- 加盟国は、公共建物と民間住宅および社会住宅が EU 最高基準のエネルギー効率を満たすものとする高い目標を設定し、定期的な建物エネルギー認証の対象とすべき。一方で、この目標達成を促すため、加盟国はエネルギー性能の高い立て建物に対する不動産税の減税を検討すべき。欧州委員会は建物エネルギー効率化指令の大幅改正を 2008 年 11 月に提案しており EU 理事会および欧州議会に対しその採択を優先事項とするよう要請している。
- 加盟国は、構造基金の運用プログラムをエネルギー効率に対する投資（社会住宅に対する資金提供も含む）の割合を高めるよう組み直すべき。欧州委員会はこの動きを支援するため構造基金規則を改正する予定で、改正の早期採択の必要性を強調している。
- 欧州委員会は EIB や加盟国投資銀行と協力し、「エネルギー、気候変動、インフラのための 2020 年基金（2020 fund for energy, climate change and infrastructure）」を設置する。
- 欧州委員会は加盟国と産業界に対し、革新的な資金調達モデルを緊急に開発するよう要

請する。例えば、建物改修の資金調達をエネルギー費用削減額に基づいた複数年にわたる返済によるものとするなど。

⑦「グリーン製品」の急速な普及促進

- 欧州委員会はグリーン製品・サービスに対し VAT 税率を軽減することを提案する。これにより、特に建物エネルギー効率の改善を目指す。また、加盟国に対して、環境に優しい製品への需要を刺激するような消費者向けインセンティブを提供することを奨励する。
- 加盟国はさらに、外部電力供給、スタンバイ／オフモードの電力消費、セット・トップ・ボックス、蛍光灯に対する環境パフォーマンス規準を早急に実施すべきである。
- 欧州委員会は、上記以外で潜在的に省エネの可能性が高い製品に対する措置を緊急に策定する。具体的には、テレビ、住宅用照明、冷蔵・冷凍庫、洗濯機、ボイラー、エアコンなどが例示されている。

研究およびイノベーション

⑧R&D、イノベーション、教育への投資拡大

加盟国および民間部門は、経済成長と生産性向上を促進するため、教育および R&D への投資計画額を引き上げるべきである。また例えば、財政上のインセンティブや補助金・助成金の提供など、民間部門の R&D 投資を拡大するための方法を検討すべき。加盟国は教育の質を高めるための投資を維持すべき。

⑨自動車および建設産業のためのクリーン技術の開発

欧州委員会は、製造業におけるイノベーションを支援するため、下記三つの官民パートナーシップを提案している。特に、金融危機で需要が激減しており、かつグリーン経済への移行に際し多くの課題に直面している建設セクターおよび自動車セクターに焦点が置かれている。

- 「欧州グリーン車イニシアチブ (European green cars initiative)」: 再生可能エネルギーと汚染のないエネルギー資源の自動車燃料としての利用を躍進させるのに必須な技術・インフラの幅広い研究を行うための官民パートナーシップ。予算規模は EU および EIB の予算と、産業界、加盟国による資金拠出で計最低 50 億ユーロに上る予定だが、EIB が産業界向けに提供するソフトローンが 40 億ユーロ程度と大半を占める見通し。EIB は、自動車メーカーおよびサプライヤーに対し、特に自動車の安全・環境性能を向

上させる技術のイノベーション（例えば電気自動車など）の資金調達のため融資を提供する。加盟国は、需要サイドの措置として、低排出車の車両登録税や自動車流通税の減免、旧式車両の廃車促進などを同イニシアチブに組み込むべき。欧州委員会は、地域・地方自治体がクリーンなバスやその他車両を共同で調達するための公共調達ネットワークの開発を支援する。

- － 「欧州省エネ建物イニシアチブ (European energy-efficient buildings initiative)」 建物のエネルギー消費と CO2 排出を劇的に削減することを目指し、グリーン技術の促進と、建物の新築・改修における省エネシステム・材料の開発を推進する。同イニシアチブには地域・地方自治体の調達ネットワークを関与させる。同官民パートナーシップの予算は推定 10 億ユーロだが、前述「⑤欧州のインフラ近代化のための投資拡大」および「⑥建物エネルギー効率の改善」で提案された具体的なアクションにも支援されることになる。
- － 「未来の工場イニシアチブ (Factories of Future initiative)」: 適応可能な工業プロセスや機械といったエンジニアリング技術、ICT、先端素材など将来の実現技術の開発・統合を通して、EU 製造業の技術基盤を製造セクター全体（特に中小企業）で引き上げ、世界的競争の圧力に適応することを目標としている。総予算は 12 億ユーロと推定している。

⑩あらゆる人々のための高速インターネット

高速インターネット接続は迅速な技術普及を促し、技術普及が革新的な製品・サービスへの需要を生み出すという点で、19 世紀の鉄道建設に匹敵する。固定・ワイヤレス通信における欧州の主導的立場を高め、高付加価値サービスの開発を加速させるため、欧州委員会と加盟国はステークホルダーと協力してブロードバンド戦略を策定し、ネットワークの改良・拡大を推進すべきである。この戦略では、2010 年までに高速インターネットの普及率を 100%とすることを目的とし、ブロードバンドが普及していない地域と普及コストの高い地域に普及させるために公的資金による支援を行なう。また、既存ネットワークの性能向上に向け、加盟国はファイバーネットワークへの投資を促進し、ワイヤレスブロードバンドのスペクトル（制限バンド）を開放するという欧州委の提案を承認すべきである。前述「⑤欧州のインフラ近代化のための投資拡大」で示した 50 億ユーロの資金から、これらのネットワークへの投資に 2009/2010 年に 10 億ユーロを追加で割り当てる。

3. 主要加盟国の景気刺激策

(1) 英国

英国政府は2008年11月24日、2009～2011年度予算編成方針(Pre-Budget Report 2008)の中で景気刺激策を発表した。3年間で総額200億ポンドの予算となる。主に以下のような内容であるが、VAT（付加価値税）の引き下げが目玉となった。

- 税制措置: VATの標準税率を、2008年12月1日から2009年12月31日まで一時的に、現行17.5%から15.0%に引き下げ。2008年5月に発表した所得税基礎控除額の増額を延長し、2009年4月からは前年度の600ポンドからさらに130ポンド増額する（2010年度も同額維持）。一時的に財政困難に陥っている企業に対し、歳入関税庁（HMRC）への税金支払いを可能な期限内での分割納付を認める。
- インフラ投資：2010/2011年の公共投資予算のうち30億ポンドを2008/2009年・2009/2010年に振り替え、住宅、交通、病院、教育等の建設に投資する。社会住宅への追加予算を7億7,500万ポンド、また賃貸社会住宅への支援を含む再開発投資に5億7,500万ポンドを投入する。エネルギー効率、鉄道輸送能力強化、洪水対策など環境対策の資本投資に5億3,500万ポンドを追加投資する。
- 中小企業支援：中小企業に10億ポンドの融資保証を行う「小規模事業融資スキーム（Small Business Finance Scheme）」を2009年初めに新設する。小規模輸出業者の借り入れを支援する10億ポンドの輸出保証機関（Export Credits Guarantee Department）を設立する。中小企業に対して5,000万ポンドの資本基金を提供する。予定されていた法人税率の引き上げを1年間延期する。
- 社会保障：2009年4月に予定されていた児童手当（Child Benefit）の増額（平均22ポンド）を前倒しし2009年1月から実施、また児童税額控除（CTC：Child Tax Credit）の子ども一人当たりの税額控除（Child Element）引き上げ（25ポンド）を1年前倒しし2009年4月から実施する。年金受給者全員に一律60ポンドを新年に支払う。失業者の就労支援に13億ポンドを追加する。
- 負債を抱える世帯向けの助言サービスを維持するため計1,585万ポンドの予算を追加する。

また、2008年12月3日の女王施政方針演説でも、低所得者層の貯蓄支援（300ポンドを上限に貯蓄1ポンドに対し政府が50ペンスを上乗せ支給）などが発表された。

(2) ドイツ

ドイツ政府は2008年11月に500億ユーロ規模の景気刺激対策を発表したが、欧州最大の経済としては規模が小さすぎるとの批判を受け追加措置を決定した。連邦政府が2009年1月13日に発表した景気刺激策は、2009～2010年の2年間で500億ユーロを投入するもので、早期の議会承認を得られれば2009年7月1日からの実施となる見通し。主な内容は以下のとおりである。

- 道路や鉄道、学校・大学、病院の建設・補修、高速インターネット網等の公共投資が173億ユーロ。連邦政府の拠出は140億ユーロの見通しで、残りは州政府が拠出する計画。
- 所得税控除額の引き上げ（現状の7,664ユーロから2010年には8,004ユーロに）と最低税率の引き下げ（15%から14%に）。
- 医療保険料率を0.6ポイント引き下げ14.9%に（労使双方が50%ずつ負担しており、双方に恩恵がある）。減税規模は、総額90億ユーロ相当。
- 自動車産業に対する支援：車齢9年を超える車両を「Euro4」以上に対応する新車に買い替える場合、2,500ユーロを支給など。
- 子供（6～13歳）一人当たり100ユーロの補助金支給と、長期失業者に対する児童手当引き上げ。

このほか、企業に対する信用・融資保証プログラム（1,000億ユーロ規模）が計画されている。

(3) フランス

サルコジ大統領は2008年12月4日、2009～2010年の2年間で約260億ユーロ規模の景気刺激策を発表した。

- 企業のキャッシュフロー改善に向け、研究開発（R&D）投資にかかわる法人税の税額控除や、付加価値税（TVA）還付などの即時実施に約115億ユーロ。
- 低所得者向け公営住宅7万戸の新規建設、住宅のエネルギー効率改善のための改修工事に対する無利子ローンなど住宅関連に約18億ユーロ。
- 鉄道、エネルギー、郵便事業に携わる国営企業のインフラ投資に約40億ユーロ（高速鉄道建設プロジェクトの迅速化など）。
- インフラプロジェクトの官民パートナーシップに対する融資保証に約80億ユーロ。
- 自動車・建設産業に対する措置（15億2,000万ユーロ）：使用10年以上の車両から

エネルギー効率の高い車両に買い替える消費者に対して1台当たり1,000ユーロを支給（総額推定2億2,000万ユーロ）。自動車メーカーの競争力強化に向けた電気自動車などのR&D投資などに3億ユーロ。ルノーおよびプジョーの金融サービス部門に対する支援として10億ユーロの融資保証。

- 以上に加え、消費支出促進のため、低所得世帯に200ユーロを2009年第1四半期末に特別支給する（総額7億6,000万ユーロと推定）。

経済情勢が悪化した場合、以上の施策に加え新たな施策を講じることが示唆されたが、1月20日にはフィヨン首相が自動車業界の救済に最大60億ユーロを投じる可能性を表明し、2月9日には総額75億ユーロの自動車産業救済策が発表された。

フランス政府はまた2008年11月20日、資金難に陥った中小企業の支援や自国企業を外国企業による買収から保護する狙いで200億ユーロの投資ファンド設置を発表している。政府系金融機関の預金供託公庫（CDC：Caisse des Dépôts et Consignations）が管理するもので、政府はルノーやエールフランス KLM などの少数持株資産（70億ユーロ相当）をファンドに移管するほか、60億ユーロを市場で調達する。CDCも保有額資産をファンドに移管する。

以上